

令和4年12月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年12月5日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和4年12月5日（月） 午前9時00分
閉 会 日 時	令和4年12月5日（月） 午後2時35分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 永 沼 博 昭 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 8 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 8 3 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 4 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 5 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 8 7 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監
危機管理課長

佐々木 紀 演
金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長
市民生活部副部長
自治振興課長
市民課長
国保年金課長
国保年金課副参事

関根 則 男
武田 昌 行
國島 清 文
加藤 勝 美
野口 豊 和
高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長
環境経済部副部長
環境経済部副部長
環境課長
環境課副参事
環境課副参事
農政課長
商工観光課長
道の駅整備プロジェクト課長
道の駅整備プロジェクト副参事

高坂 清
堀越 延 年
宇野 彰
長澤 和 弘
小林 弘 樹
山崎 忠 義
山崎 淳 一
清水 健 紀
秋山 信 行
福 智 秀 一

吹上支所副支所長
吹上支所市民グループリーダー
川里支所副支所長

大島 和 之
川又 敦 子
吉 田 勝 彦

書 記 小野田 直 人
書 記 小 林 美 奈 子

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と永沼博昭委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第83号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第85号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第87号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、そのたびごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算については補正予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前9時03分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市市民活動センターとなりますが、執行部の説明を求めます。

(自治振興課長) おはようございます。本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について、市民活動センターについてご説明をいたします。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市市民活動センターの指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としまして、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましては、現在の指定管理者であります街活性室・サンワックス共同事業体を指定するものです。なお、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年であります。ご審議をお願いします。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、議案第81号の公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

通告でも行いましたけれども、議案資料の14ページ、15ページで選定結果が一覧表で出ております。この選定結果のプラスの評価は何点と出ているのです。プラスの評価というか、総合の点数で点数がされているのですけれども、プラスの要素、またマイナスの要素、それぞれの評価を具体的に、どういった項目をプラスにしたのか、マイナスにしたのかを伺います。

(自治振興課長) まず、指定管理者としての適正性につきましては、特に利用者ニーズに対応できる運営や自主事業が行えるということが評

価が高かったです。

続きまして、施設の設置目的の達成に向けた取組という点につきましては、市民活動センターの設置目的を理解して、市民の交流の促進に資する具体的な提案がされていた点と、市民活動センターの設置目的を理解して市民活動の活性化に資する提案がなされていたというところが高かった点です。これはマイナスになるか分からないのですが、指定管理のほうが現在登録者数が339団体登録されているのですが、令和9年には370団体にしたいというような提案があったのですが、若干目標値として低いのかなというところがちょっとどうなのかなという、直接それがマイナスになっているかどうか分からないのですが、そういうような意見がございました。

続きまして、サービス向上に向けた取組につきましては、提案事業の企画、サービス内容の向上は特に良かったと評価されております。

続きまして、施設管理業務に係る経費の部分ですが、今回1者提案になりますので、1者提案の場合の価格点につきましては、指定管理料の上限額に対する提案額の比率によって係数を掛けますので、今回0.7を掛けております。

次に、収支計画の取組でございますが、市民活動センターの管理経費を削減するための提案がされていたところは評価が高かったです。

続きまして、管理運営体制につきましては、市民活動やコミュニティ活動施設や類似施設の良好な管理運営実績があるというところが良かった点でございます。

次に、職員体制についてですが、地元雇用への配慮がされているというところが良かった点でございます。

最後に、情報セキュリティーにつきましては、情報公開や情報セキュリティー体制や個人情報保護への対応についても十分な配慮がされているというところが良かった点でございます。

以上です。

(諏訪) ちょっとよく分かりづらいのですが、すみません。いわゆる点数の配分で満点が左側にあって、総合に配分をしたところが右側

にあるのですけれども、ある程度数値的に計算のできるものは、先ほど経費のところなんかは数値で掛けたものというふうにあるのですけれども、あとは例えば職員の体制、6が実際には5.29だったわけなのですけれども、職員の体制というのはやはり人員配置がきちんと契約上と同じようにされたかどうかを選定の基準になるかなということもあるのですけれども、契約上の職員体制と実際に実働をしたその職員体制の比率なども見てのこの点数というふうに思ってよろしいのかどうかということと、あとやはり情報のセキュリティー、実際には利用団体が339団体あるということで、市民活動センターを使わせていただくためにはその団体の名簿なども提出するようにはとされているのですけれども、個人情報を中心にかなり一まとめに扱うわけですから、そこはすごく重要なところかと思うのですが、何がこの点数になったのかを、2つですね、職員体制と情報セキュリティーのところのいわゆる、本来だったら満点にならなければいけないのかなというふうに私は思うのですけれども、そこが減点されているところの意味を教えてくださいませんか。

（自治振興課長）点数のつけ方につきましては4段階ございまして、まず直営、仕様書の水準を上回るというものと、直営、仕様書の水準を達成ということと、直営、仕様書の水準に劣るというのと、ゼロは管理者として不適となっていまして、基本的に直営、仕様書の水準を上回るというのはなかなかないのかなと、要は市役所が直営でやっているよりもさらに高いレベルのものをやっているというのはなかなかないのかなということで、平均で出しますと大体直営水準を達成しているですと100点満点中大体70点が合格ラインになっております。

先ほどの情報セキュリティーの関係につきましては、ほぼほぼ市が取り組んでいるような内容と同様になっていまして、例えば管理者権限でパスワードを設定しているとか、あとは予約システムと個人情報の入っているようなデータについては別のサーバーで管理しますよとか、そういった必要な措置というのは取られていました。あとは、個人情報に関しましては市と同じように個人情報の取得から廃棄までのことはちゃんと管理規程とかも定められているということだったので、市と大体同等の

取扱いになっているのかなと感じています。

あとは、職員体制の評価につきましては、現状というよりも、提案が例えば他社の場合だと実際に管理していないので、どのような形で管理運営していくかというのは現状との比較というのは難しいかなと思いますので、今回の市民活動センターについては現状の指定管理者になっておりますので、現状と同じような管理体制ということでご提案はさせていただきます。

以上です。

（諏訪）職員体制というのは、やはりここは実際に利用される方々へのきちんとした対応が行われているかどうかも含めての職員体制かと思うのですけれども、利用者の評価としては79%だったというふうに、本会議場ではそういったご答弁だったように思うのですけれども、そうすると利用されている方から評価をどういう形で取ったのかということと、この79%は妥当と思われるのかということと、それからいわゆる苦情のようなものはなかったかどうかを最後に質問します。

（自治振興課長）まず、指定管理者に対する市民とかからの苦情というのは、特にこちらのほうには来ておりません。

続きまして……すみません。

（市民生活部長）79%妥当かというお話なのですけれども、目指すところは100%というところは目標的にはあります。ただ、全体的には80%とてもよい、よいという評価をいただいておりますので、指定管理のほうからも職員研修、接客研修の提案ありますので、それらを基によりよい施設という形で進めさせていただきたいというところを感じております。以上です。

（市民生活部副部長）あと、要望、苦情のようなものということなのですけれども、要望を今年度受け付けた件を少しお話しさせてもらいますと、子育て交流コーナーのほうで図書の貸出しの件で、コロナの安全面という形でローテーションで本を出していたのですけれども、子どもたちが行ったときにやっぱりどうしても読みたい本がないときがあるということで、何とかならないかという要望を受けまして、そういった要望

に対して今度は使用ボックスみたいのを設けて、その使った本のみ消毒するという形で全ての本を出して子どもたちが見れるようにというような改善を図ったりというのがありますので、要望に対してしっかりと対応しているというふうに認識しております。

（永沼）説明ありがとうございました。

議案第81号に対する質問ですけれども、この議案の提出になるまでの市民活動センター管理についての街活性室・サンワックス共同事業体を指定管理者とするという、この議案の提出になるまでの経緯というか、そういうのをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

（自治振興課長）すみません。経緯というのは手続というお話。

（永沼）そうです。

（自治振興課長）手続に関しましては、まず庁内検討委員会を開きまして、導入方針の決定をまずいたします。指定管理にするのか、引き続き直営にするのかというのを庁内検討委員会でまず決定します。続きまして、審査委員会というのを開きます。審査委員会の次が選定委員会というのを開きまして、募集要項とか仕様書とかを決定するという流れになります。続きまして、募集とか受付がありまして、審査委員会の中で評価チームというのをつくります。その評価チームが実際プレゼンテーションを受けまして採点するのですけれども、その結果を審査委員会にまたお諮りします。審査委員会の審査が終わりましたら、選定委員会に諮って最終的には決定するというような、そういった一連の流れとなっております。

以上です。

（永沼）項目の流れは分かりましたが、何月に何をやったかという感じで言ってもらったほうが分かりやすいのですが。

（自治振興課長）スケジュールということで、まず募集要項の配付の時期とかが8月の22日とかに配付しています。現地説明会というのをやるのですけれども、現地説明会が8月の26日です。質問事項に対する受付の期間というのを設けていまして、それが8月31日から9月の6日まで、

質問に対する回答としましては9月の5日から9月の9日まで、申請の受付期間なのですがすけれども、9月の9日から9月の22日というような流れになっております。

以上です。

(永沼) ご説明の中で、募集を行ったということによろしいのですね。

(自治振興課長) はい、募集のほうは行っております。

(永沼) 募集を行ったけれども、出てきたのがこの街活性室・サンワックスの共同事業体のみだったということによろしいですか。

(自治振興課長) 最終的に申請が上がってきたのが、こちらの共同事業体のみとなっております。

以上です。

(永沼) 次に、令和3年度のモニタリング結果報告書というのがホームページに掲載されていたので、それを参考にここの指定管理者がどんな状況かというのをちょっとお聞きしていきたいと思うのですが、まずサービス向上の取組についてなのですがすけれども、スタッフ研修等を行い、接客及びオペレーションの改善に意欲的であったというふうな説明がされているのですが、この研修等と改善というのの具体的な内容というのはお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

(自治振興課長) 研修につきましては、OJT研修であったり、集団研修であったり、その他として企業や民間団体が主催する研修や講座への参加であったり、コミュニティ施設に活用できる資格の取得や、国や県が主催する研修や講座への参加とか、そういった研修を受けております。

(永沼) 次に、自主事業の取組の中に提案事業、SDGs 鴻巣地域活性懇話会というのを行ってございまして、多くの質問や意見が積極的に飛び交ったということで、報告を受けて反映していきたいというような話になっているのですがすけれども、令和3年度で令和4年度どんなふうに反映されているのか、それをお聞きします。

(すみません。暫時休憩でお願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 5 分)

(開議 午前 9 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) すみません。令和 3 年度行っておりますので、令和 4 年度も引き続き行う予定でございます。

以上です。

(永沼) よく聞こえなかったのですけれども。

(自治振興課長) 令和 3 年度も行ってはいるのですけれども、令和 4 年度も……ちょっとすみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 7 分)

(開議 午前 9 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 大変申し訳ございませんでした。令和 5 年度以降につきましては、現段階で講師の関係、調整とかもありますので、まだ明確に開催できるかどうかというのもありましたので、今回の提案の中には具体的には入ってきておりません。

以上です。

(永沼) そうしますと、3 年度の S D G s 鴻巣地域活性懇話会、この意見等を今後の講座開催等に反映しているという報告を受けているというふうはこの令和 3 年度のモニタリングの内容には載っているの、いと書いてあるということはやっているというふうに読めてしまうのですけれども、今の答弁だと実際やっていないということになってしまうのですが、これどのように考えたらよろしいのでしょうか。

(ちょっと休憩でお願いします。すみませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 0 分)

◇

(開議 午前9時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 大変申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、確認次第またご報告させていただきます。

以上です。

(永沼) それでは最後に、現在光熱費等高騰化になっているのですが、今回の令和5年以降の指定管理料というのは、その光熱費の高騰によって高くなる可能性というのがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

(自治振興課長) 光熱費につきましては、高くなる予定でございます。以上です。

(永沼) すみません。よく聞こえないのですが、

(自治振興課長) すみません。光熱費につきましては高くなります。以上です。

(永沼) 光熱費が高くなるというご答弁でしたけれども、そのことは指定管理料に反映されるということで、指定管理料も現在よりも高くなるということによろしいのですね。

(自治振興課長) 高くなるものにつきましては、指定管理料のほうに含まれます。

以上です。

(大塚) 1点だけ伺います。

先ほど永沼委員の質問の中で、答弁としては今回指定管理業務に関して、一番最初庁内検討からスタートしたという答弁だったと思うのです。これ複数年の契約になりますので、一般的な話として、例えば今のタイミング、この物件は年度末までですね。ということは、もう今の段階で数か月前ということですが、実際にこの庁内検討がスタートしたタイミング、それ以降幾つかの会議体を経ていると思うのですが、具体的に満了を迎える日のどのぐらい前から庁内検討に入るのか、その点が分かればお伺いをします。

(自治振興課長) 庁内検討委員会につきましては、昨年度に開催をして方向性は決定しております。

(何事か声あり)

(自治振興課長) すみません。訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

今年度になって庁内検討委員会は開催しております。時期につきましては、年度が始まってたしかすぐに行ったような記憶があります。

以上です。

(大塚) おおむね1年間、12か月というふうに捉えたときに、庁内検討から具体的な募集に至るまでの間というのは逆算をすると4か月ぐらいあれば間に合う、これは一般的な捉え方で結構なのですが、そんなイメージ、認識でよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時36分)



(開議 午前9時38分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 大変すみませんでした。庁内検討委員会につきましては、4月から5月に開催をしまして、募集のほうは8月ぐらいになりますので、3か月か、ないし4か月で手続上は間に合うという形でございます。

以上です。

(羽鳥) 前任者のほうから質問のほうの回答でお聞きしたのですが、今回指定管理のほう申請、参加者数が1者しかなかったということなのですが、1者ですと随意契約とどう違うのだという疑いというか、疑念が出てしまうのですが、実質的に随意契約とどう違うか、まずお聞きいたします。

(自治振興課長) 今回の手続につきましては公募も行っていますので、その点では例えば公募しないような特定の指定管理者の、映画館みたいなようなものとはちょっと違うのかなと考えております。

(羽鳥) 議案資料のほうを見ますと、この街活性室株式会社、設立が平成26年9月3日となっているのです。主な施設管理の実績として、他のところを見ますと平成27年4月1日から指定管理をしていたところは3か所あるのです。こういうのを見ますと、こういう施設を取れるというのが分かって設立して、実際取られていると。一度指定管理取ってしまうともうずっと取れるというような疑いというか、感覚を持ってしまうのです、我々。そうすると、これでサービスの質が上がっていくのかと。競争相手がいないのにサービスの向上を行政のほうからは期待すると、自治体のほうから期待するというのですけれども、一度取ってしまえばもうほかの競争相手が出てこないだろうと。実際参加者が今回いないわけですね。そういうのを考えますと、これ市民サービスの向上につながるのかなのかという点において大変疑念を生じるのです。その点いかがお考えかお聞きいたします。

(自治振興課長) 今回の指定管理の手続は、しっかりと広報だったりホームページ等で周知をしていますので、他の事業者さんも実際には申込みできる状況にあったのかなと思います。現地説明会につきましては、市民活動センターにつきましては街活性室とサンワックスと、あと他業者の3者が実際に来ていまして、あとお電話でのお問合せも1件ございました。ですから、今回最大で3団体ぐらいはひょっとしたら可能性があるのかなと思っていただけですが、結果的には街活性室・サンワックス共同体のみとなったということでございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、現指定管理料と令和5年度からの指定管理料、5年間の管理料について比較したいのと、それとともにやはり参加者、競争相手がいないとサービスの向上、切磋琢磨ができませんから、その点に対してこれから企業のほうが指定管理に対して入りやすくすると、または魅力を感じさせるような方策として担当課としてはいかがお考えかをお聞きいたします。

(自治振興課長) 今回1団体だけということもありましたので、その部分につきましては指定管理を行うような事業者さんというのは大体ど

この施設がいつ頃指定管理が切れるのかという情報を何か持っているというような話もお聞きしたことがありますして、恐らく参入する意向があるようなところというのはあらかじめ待ち構えているとか狙っているとか、そういった傾向もあるのかなは思うわけですが、今回結果的に1団体になってしまったということについては、どう捉えているのかというところはなかなか難しいのかなと考えております。

以上です。

(委員長) 指定管理料、現と次の比較、それが答弁漏れです。

(自治振興課長) 指定管理料の比較としましては、現在が1億9,260万円で、令和5年から令和9年、今回が税抜きで2億1,043万円となっております。

以上です。

(羽鳥) 最後に、やはり募集のかけ方なのです。東京からも結構企業のほうが魅力を感じれば、十分この辺りであれば指定管理については参加可能だと思うのです。指定管理制度もまだ新しいといえれば新しい制度なので、なかなか企業のほうも参入すべきかどうかということは検討するところが多々あると思うのです。そういう点において、もっともっと周知していく方法というのは自治体のほうから何かあるのでしょうか。それを最後にお聞きいたします。

(自治振興課長) 具体的な周知方法につきましては、市として全体的なものだと思っておりますので、今後関係部署にもお話をして、どんな感じで周知方法が図られたらいいのかというのを相談しながら進めたいと考えております。

以上です。

(委員長) 永沼委員の質問は答弁できますか。大丈夫ですか。

(自治振興課長) 先ほどの永沼委員さんのお問合せの関係でございますが、令和4年度につきましては令和5年の3月に実施する予定となっております。

以上です。

(内容を言わなきやの声あり)

(自治振興課長) 内容としましては、まちの活性化に成功している市町村の活動家を講師に迎えまして講話していただいて、講話後はファシリテーターが参加者の意見を引き出し、活発な議論を促し、団体のコラボの可能性を探すと、そういった内容となっております。
以上です。

(委員長) 永沼委員、大丈夫ですか。今の答弁で。
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市市民活動センターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターとなりますが、執行部の説明を求めます。

(自治振興課長) 本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターについてご説明いたします。

本議案は、現在指定管理者制度を導入し管理を行っております鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターの指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、引き続き公の施設の管理に民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としまして、指定管理者制度を活用した管理運営を行うための指定管理者の指定となっております。指定管理者につきましても、現在の指定管理者であります街活性室株式会社を指定するものです。なお、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。ご審議をお願いします。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）議案第82号の質疑を行います。

通告しておりますが、81号のときと同様にこの選定結果の表が出ておりますので、これについてももう一度ご説明いただけますでしょうか。

（自治振興課長）まず、指定管理者としての適正性につきましては、先ほどと同じような形になるのですけれども、利用者ニーズに対応できる運営や自主事業が行える体制となっているという点が評価がよかったです。

続きまして、施設の設置目的の達成に向けた取組につきましては、コミュニティセンターの設置目的を理解し、市民相互の親睦及び交流の促進に資する具体的な提案がされておりました。また、コミュニティセンターの設置目的を理解し、住みよい地域づくりの促進に寄与するための提案がなされております。

サービス向上に向けた取組につきましては、特に自主事業の企画、サービス内容の向上のための具体的な提案が評価がよかったです。

続きまして、管理運営体制でございますが、こちら先ほどのサービスに向けた取組の中で施設利用者が現在4万1,270人ぐらいなのですけれども、令和9年度の目標値として5万人を目標としているということで、こちら若干提案の数としては少ないのではないかなというような印象

はありました。

続きまして、施設管理業務に係る経費の評価ですが、こちらは先ほどの市民活動センターと同様に1者提案になっていますので、今回は0.7の係数を掛けることから21点となっております。

続きまして、収支計画の取組につきましても、経費を縮減するための提案がされているというところが評価をされております。

続きまして、管理運営体制についてですが、市民活動やコミュニティ活動施設、類似施設の良好な管理運営実績があるかというところが評価をされております。

続きまして、職員体制につきましても、地元への配慮がされているという点が、やはりこちらにも評価がございました。

最後に、情報セキュリティーについての評価になりますが、こちらにも情報公開や情報セキュリティー体制及び個人情報保護条例への対応についての十分な配慮があるということが評価をされております。

以上です。

（諏訪）本町コミュニティセンターと、それから登戸にあるふれあいセンター、やはり利用の実績と申しますか、それが大きく違うように、ちょっと私は見た目を感じているのですけれども、2つの評価をこの1つの評価表で出しているというところで、それぞれ利用の頻度や何かが違うかと思うのですが、その辺はどういったふうに加味されて選定をされたのか伺います。

（自治振興課長）今回2つの施設を1つということで、利用件数につきましては確かに現状としましては本町コミュニティセンターとコミュニティふれあいセンターにつきましては若干利用者数というのが違うわけですが、ただ今年度で申し上げますと、令和4年4月から10月までを見ますと、利用者数につきましては本町コミュニティセンターでは1万4,000人、コミュニティふれあいセンターでは1万5,000人という形で、利用自体はそんなに差はないのかなと感じております。

以上です。

（諏訪）登戸のふれあいセンターのほうは、何かいつ申し込んでも予約

が取れるような状況かなと思いましたが、逆にそうしますと本町のコミュニティセンターよりも利用頻度が高い、利用者数が多いというただいまのご答弁だと思ったのですけれども、主にどういった内容でお使いになられているか、要するに利用目的といたしますか、どういったことに使われているのかを。登戸のコミュニティセンターのほうで。

（自治振興課長）具体的にどのような内容でというお話でよろしいですか。ちょっとそこは資料がございませんので、調べてすぐにお答えさせていただきたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 5 9 分）



（開議 午前 1 0 時 1 3 分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（自治振興課長）先ほどの諏訪委員さんの質問に対する回答のほうをさせていただきます。

コミュニティふれあいセンターの利用の形態でございますが、利用団体としての利用としては一番多いものがダンスで、2番目が運動系となっております。あとは、会議であったり、音楽系でご利用をいただいております。

以上です。

（諏訪）コミュニティセンター、地域に根差した要するに市民の社会教育の場であるという位置づけで、そこにあるべき姿かなと思いましたが。ただ、利用されている人数だとか頻度がちょっと見えてこなかったものですからお伺いいたしました。

本会議上で質問があったかと思うのですが、ちょっとよく分からなかったのですが、今回の指定管理が共同事業体ではなくて街活性室株式会社のみということになったその背景といたしますか、それを伺います。

（自治振興課長）コミュニティセンターにつきましては、平成26年度から指定管理を導入しているわけなのですが、最初の3年間につきましてはやはり共同事業体で管理を行っています。その後、今回の5か

年につきましては、ちょっと詳しいいきさつまでは分からないのですが、
れども、共同体の一部である会社さんのほうで街活性室単独でも施設管理
に関するノウハウはあるということで、恐らく街活性室株式会社1社
での提案になったのかなと思います。ただ、共同事業体から1社になっ
たという具体的な背景というところまでは、ちょっとこちらでもなかなか
把握し難い部分がございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、最初平成26年度から3年間は共同事業体で行っ
てきたけれども、その後は街活性室1社であるということで、何ら特別
問題はないというふうに受け止めてよろしいのかどうか、最後に伺いま
す。

（自治振興課長）今回街活性室株式会社になりまして、5年間指定管理
を行っていただいているわけですが、施設管理上等々でも特に問題等は
ございません。

以上です。

（永沼）議案第82号についても、先ほどの81号と一緒に、この議案に至
るまでの事務手続の経緯については同じということによろしいか、それ
だけ伺います。

（自治振興課長）事務手続に関しましては、同じプロセスで進んでおり
ます。

以上です。

（永沼）そうしますと、募集もかけたけれども、この1者だけだったと
いう結果ということによろしいのかお聞きします。

（自治振興課長）こちら募集を同じ日にかけておりまして、結果的に
は1者だったということがございます。

以上です。

（永沼）多数の応募が得られるような対策というのは何か考えているの
かどうか、ちょっとそれをお聞きします。

（自治振興課長）多数の事業者さんの参加ということになるわけですが、
若干まだ今のところは思い浮かぶものがございますので、今後次期指

定管理を選定する際にはまた1者にならないような何かあればちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

(永沼) 次に、先ほどもモニタリングのことでお聞きしたので、この議案82号についても令和3年度のモニタリング結果報告書というのがあるので、確認しながらお聞きしていきたいと思います。

鴻巣市コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市本町コミュニティセンターにおいては、先ほどの共同事業体にありましたスタッフの研修というのがあったのですけれども、こちらにはスタッフ研修というのはいっていないのですが、スタッフ研修というのはいっていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(自治振興課長) スタッフ研修につきましては、事業者として行っております。

以上です。

(永沼) 記載していないというだけなのですね。分かりました。

次に、このふれあいセンターの経費削減の取組ということで、スタッフメモ用紙は全て半古紙、要するに裏紙を使って活用ということで評価の項目で挙がっているのですけれども、こういうことってここだけではなくほかでもやっているのかなとちょっと思って、ほかでやっていないかどうか、ほか施設も行っているかどうかというのをちょっと確認したいのですけれども。

(自治振興課長) ほかの施設というのは、ほかの公の施設ということ。

(永沼) はい。

(自治振興課長) すみません。市役所でしたら、市役所は取り組んでおります。

以上です。

(永沼) ほかに施設というのは、例えば市民活動センターの中だとか、そちらのほうでも同じことをやっているのかなということを確認したいだけです。

(自治振興課長) 市民活動センターにつきましても、街活性室株式会社

が指定管理として入っていますので、そこは同じような感じで行っていると思います。

以上です。

(永沼) 次に、本町コミュニティセンターのサービス向上の取組についてなのですが、管理者が利用者ファーストを第一に心がけたセンター運営を意識しというような内容があったのですが、具体的な利用者ファーストの心がけてどのようなことをやっているのかちょっと伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 21 分)



(開議 午前 10 時 22 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部長) 本町コミュニティセンターの利用者ファーストということでお答えします。

比較的本町コミュニティセンターをご利用される方、年配の方が集落というか、地域的に多いという部分もあるので、そういった部分では職員がその辺のコミュニケーションを保つだとか、そういったところは非常に気にしているというところになります。一方、ふれあいセンターとかについては、やっぱりK-POPだとか、そういった事業が多いということになるので、比較的小子どもさんだとか、そういったところをターゲットにしているような形態になっています。あくまでも利用者の方の要望だとかというのもあるので、講座だとか自主事業、そういったものにはそれぞれの地域性に合ったような講座を設けているとかいうことで取り組んでいるということで評価をさせていただいています。

以上です。

(永沼) 利用者ファーストということ、いろんな利用者からこんなことをやりたい、あんなことをやりたいという何か要望が幾つか出てくると思うのですが、利用者ファーストだからといって何でもかんでもオーケーって出せないと思うのですが、お断りしたものとか何

か今まであったのかどうかというのは分かりますか。それとも、そういうのはなかったということで。ちょっとその辺を伺います。

(市民生活部長) おっしゃるとおり、要望によってできるもの、できないものはあります。できなかったという部分では、こちらのほうちょっと判断を実際に報告受けているわけではないのですけれども、できる範囲ということで申し上げますと、例えばふれあいセンターについてはお子さんが多い地域という部分もありますので、夏休みの空き部屋の自習室として開放しているだとか、そういった部分ではそれぞれ指定管理者の判断において利用形態を取らせていただいているということになります。大変申し訳ないのですが、断ったという事例については、営利目的であるとか、当然それは貸し館の部分ではお断りしているところになりますけれども、要望に沿った事業展開というのを指定管理のほうで心がけさせていただいているということになります。

以上です。

(永沼) 最後になりますけれども、選定結果についての点数配分なのですけれども、一番最後にある情報セキュリティーの部分、これ満点でなければいけないのではないかと僕は思うのです。そういった中で、なぜ情報セキュリティーに満点にならず、例えば市民活動センターでは3.57で、コミュニティセンターにおいては4ということで満点になっていないというその理由は何なのですか。

(自治振興課長) 満点になっていない理由としましては、基本的に評価のつけ方として4段階ございまして、一番いいものが市直営の水準、仕様書の水準を上回るというところになるのですけれども、今回の指定管理者の中では当然高いセキュリティーで市役所と同等の取扱いをしていることから、直営とか仕様水準に合ったものということになりますと若干その点数が下がったりしますので、そういった絡みで満点とはなっていないような状況です。

以上です。

(永沼) そうしますと、市レベルとしてそれ同等なのか、以上なのか、以下なのかみたいな、そんな評価の仕方ということでよろしいのですか。

(自治振興課長) 市直営とかなり上回るようなものについては、高い評価となります。

以上です。

(永沼) 5という満点ではないけれども、現実的には満点レベルだということに解釈してよろしいということによろしいですか。

(自治振興課長) はい、そのように捉えております。

以上です。

(大塚) どうしても81号の件と比較になってしまうのですが、81号の指定管理先としてはソフト的な運営をする会社と、それから一般的に言うビルメン業、清掃業務を中心とした2社の共同体が提案されました。今回見ると、ソフトを得意とする街活性室だけなのです。そうすると、今現在の指定管理内容になるかと思うのです。今はふれあいセンター、本町コミセンの清掃業務はどこがやっているかというのは分かりますか。いかがでしょう。それは、今の形態を来年の4月以降も継続するという前提で多分募集に応じたのだと私は思っているのですけれども、今2つの館、ふれあいセンターと本町コミセン、これ多分どこかが清掃活動はしていると思うのですけれども、その細かい点というのは今把握をされているでしょうか。

(自治振興課長) 清掃業務につきましては、同じような会社を予定しているということでございます。

(大塚) 同じような会社ということは、具体的にはサンワックスではない会社と委託契約の、先の話になりますけど、サンワックスでない会社が清掃業務を請け負っているのが現在の内容ということでしょうか。

(自治振興課長) サンワックスではない事業になります。

以上です。

(大塚) 事業と事業者は違うので、事業者でお答えいただけますか。

(自治振興課長) 大変申し訳ございませんでした。同じ事業者になります。

(大塚) 似たような公共施設の管理に対する委託業務なので、単純になぜ一部の業務だけが違うのかなというのは疑問に思ったので伺ったとこ

ろであります。最終的には街活性室のソフトの部分、いわゆる館の中で市民目線、先ほどファーストという表現がありましたけれども、利用者の皆さんにとってはこの5年間、あるいはこれからの5年間についても十分対応できるという評価だったと私は思うのです、今回出てきたのは。先ほど81号の管理費の中で、場合によると経費がいろんなものの高騰によってかさむかもしれないという話だったと思うのですけれども、これについては基本的には単年度の中で金額を確認して調整していく、あるいは1年と言わずもうちょっと短いスパンでその都度検討する機会を持つ、あるいは今現在も持ってきた、その経費の金額の差額というのですか、それについてはどんなタイミングで今までもしくはこの後の5年間進めるような予定になっていますか。

（自治振興課長）基本的には毎年年度協定というものを結びまして、その中で1年間の金額というのは決定をしていくようなイメージとなっております。

以上です。

（大塚）例えば今回、次の審議事項になってしまうのですけれども、諸物価高騰の折、補正とか出てくるではないですか。ということは、1年契約だけれども、その間に何回か見直すというか、協議の場があるかどうかをちょっと伺いたいのです。具体的には、年に数回あるという認識でよろしいでしょうか。どうでしょう。

（自治振興課長）基本的に金額につきましては、年1回になるのかなと思っております。基本的に債務負担行為もありますので、その範囲内で一応各年度でやっていただくような形になりますので、本当に金額的に足りなくなつた場合につきましては、不可抗力とかの場合はその分も指定管理費として認めるというようなこともありますので、そこは指定管理者と協議ですか、必要に応じて協議をしていくような形になるかなと考えております。

以上です。

（羽鳥）1点お伺いいたします。

選定結果についてなのですが、やはり82号議案のほうでサービス向上に

向けた取組として10点満点中6.71点、81号議案のほうで、こちらは共同事業体なのですが、10点満点中7.86点と1ポイント以上差があるのはこの部門だけなのです。簡単な説明があったのですが、この開きというのはどういうものなのかをお聞きいたします。

(自治振興課長) サービス向上に向けた取組としましては、幾つか……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部長) まず、サービス向上に向けた取組で1ポイント以上ちよっと違うという部分、これは当然評価委員さんの評価する人が違うという部分があります。それぞれ市活については、施設に入っている所属する課、一方コミュニティセンターについては例えば公民館とか、そういったところのご協力をいただいて評価させていただいているという部分が違うと。当然評価する人が違うと若干点数が変わるという部分と、まず市活については現在のところ団体という形で利用してもらうに当たって、団体の育成という部分が現在のところ300を超える人数ですので、その辺の評価が高いという部分。一方、コミュニティセンターについては、あくまでも公民館というか、貸し館の利用という部分ではどうしても市活に比べると若干人数が少ないという部分。そういった部分で取組、数字的に若干評価が低いのかなという部分。この施設の利用率向上というのがいかに評価委員さんのほうで評価されたかというふうになりますので、基本的にはその辺が数字として表れたのかなというところになってくるかと思います。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、説明の中でたしか今までは4万1,000人目標だったところが、目標というか、利用者の数が5万人を目標にするというふうな説明だったと思うのです。その5万人という数字の算出根拠というのは、どういう基準があって出されたのかをお聞きいたします。

(自治振興課長) 令和元年の利用者数がちょうど5万人ということで、それを一つの目安として捉えているのかなと考えております。
以上です。

(羽鳥) 失礼しました。私のほうのちょっと認識不足だったのが。令和4年度の利用者が5万人。

(元年の声あり)

(羽鳥) 元年ね。失礼しました。元年がね。それをそうするとサービス向上に向けた取組として、何万人を目標数値というふうにこの事業体指し示したのかをお聞きした上で質問させていただきます。

(自治振興課長) 令和9年には5万人に戻したいということで。

(羽鳥) そうしますと、自治体側というか、本市のほうとしてはこの5万人では足りないというふうな形でこの評価点がついたとっておるのですが、その評価委員さんはまた評価委員会のほうではどのような数字が望ましいと考えていたのでしょうか。

(自治振興課長) 具体的に何万人というのは確かに難しい部分がありまして、これからの5年間ということで考えますと、現状で大体、例えば今年度でしたら既に3万人ぐらいの利用がある中で、この先5年間を見据えたときに5万人というのは若干利用者数というのがもうちょっと伸びてもいいのかなという感覚があったのかなと考えております。
以上です。

(羽鳥) このサービス向上に向けた取組を含め、審査項目の判断基準があるわけなのですが、その中でやっぱり基準となる数値ってあると思うのです。それを指し示した上で、その審査委員会で審査して点数が出ると思うのですが、そういう数値というのはちゃんとあるのですか。それを確認させてください。

(自治振興課長) 例えば指定管理者としての適正性というところでは、満点としては8点という点数がついております。施設の設置目標の達成に向けた取組というところでは19点という配点、配分がされております。各項目につきましては、配点というものがそれぞれ決まっています、その中でサービス向上に向けた取組については満点が10点、指定管理業

務に関する経費が30点、収支計算の取組が4点と、各項目につきまして配点のほうの設定をされております。点数の評価につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、直営と仕様書の水準を上回るものと直営、仕様書の水準を達成と、直営、仕様書の水準に劣ると、ゼロは管理として不適というような段階で評価をしていくことになります。

以上です。

(羽鳥) いつも思うのですが、この選定結果ということで資料を頂くわけなのですが、審査項目、この程度の概略で書いてあるわけなのですが、それを見て何点中何点だから、ああ、いいね、悪いねというような形では我々も見ざるを得ないのですが、正確な客観的な判断ってなかなか難しいと思うのです。今聞くと、ああ、こういう形でそれぞれの審査項目の中でもまた項目があって点数つけられているのだなというのも改めて今聞かせてもらったわけなのですが、今後できることであればもう少し私どももより客観的な精査できる資料が頂けたらなというふうに考えてはおるのですが、その点についていかがお考えかをお聞きいたして、最後の質問といたします。

(市民生活部長) ご指摘のとおり、これをもって一概に客観的に見れるかというあれと、単なる数字でしかちょっと出てこない、しかもその中身の部分というのが見えてこないというのはあります。指定管理という部分になりますので、市民生活部だけでこの部分をどうしようという議論ではなく、今後出される指定管理の部分を含めて資産管理課とちょっと議案資料としてどういうふうに提出するのかというのは協議する必要があるのかなという部分があります。受け止めてちょっと検討というか、今後の課題とさせていただければと思っています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立コミュニティふれあいセンター及び鴻巣市立本町コミュニティセンターとなりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) 議案第83号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本市におきましては、国民健康保険税の1人当たり調定額が県内市平均よりも低い状況において、保健事業の充実や医療費適正化を図るとともに、収納率向上等の取組により国民健康保険財政を維持しておりましたが、本市の国民健康保険制度を持続可能で安定した運営とするため、また令和9年度の県内での保険税水準の準統一に向け、急激な保険税の負担増とならないよう、県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくため、国民健康保険税率の改正を行うものです。具体的には、医療分の均等割額を現行2万円から2万7,000円とし、合計均等割額を現行4万9,000円から5万6,000円に改正し、介護分の所得割率を現行2%から2.2%とし、合計所得割率を現行11.2%から11.4%に改正するものです。以上が鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）国保の改定条例で質疑をいたします。

一応通告でモデルケースのことを通告しているのですが、資料のほうに入っておりましたので、最終ページに、すみません、それは取り消します。

昨年の12月議会に続いて今回の値上げ案ということで、これがいつまで続くのかということが非常に大きな関心事だと思われるのですが、県内で低い保険税だということなののですが、では県内で所得の水準としては鴻巣市はどんな状況なのかをまずお伺いをしたいと思います。

（国保年金課長）お答えいたします。

公表されている資料の中に県内各市町村の所得水準を比較できるようなものはないと思いますが、埼玉県国保連合会が数値の取りまとめを行っております令和3年度国民健康保険事業状況速報値の医療分の課税対象所得割額、つまりは各被保険者の所得から基礎控除額を控除した課税対象所得割額の合計額を課税対象被保険者数で割り返しますと、医療分の市町村ごとの1人当たり所得割額を算出することができますので、この数値を基に本市の状況を県内40市平均と比較いたしますと、県内40市平均の1人当たり所得割額は77万468円となります。一方、本市の1人当たり所得割額は40市平均を14万1,799円下回ります62万8,669円となりますが、各市町村の被保険者の年齢構成等も異なるため、あくまでも参考程度の比較になるかと思っております。

以上です。

（諏訪）所得水準を比較するものではないと思うのですが、ただいまのご説明で非常に複雑な計算に基づいて所得水準を大まかに出していただいたかなと思うのですが、いわゆる県内平均より14万低いということでございますので、年齢構成だとか、それぞれ所得の基になるものが違うとは思いますが、所得そのものがやはり県内の平均よりも低いのではないのかという想像をしておりますけれども、それでよろしいのかどうか伺いたしたいと思います。

（国保年金課長）県内の所得と低いのかというふうなご質問なのですけ

れども、先ほどもちょっと申し上げたように、本市につきましては前期高齢者の割合が県内でも久喜市に次いで2番目に高い状況となっております。そうしますと、そういった前期高齢者の方が多いというふうになりますと、どうしても収入的には年金というものが主立ったものになってくるかと思imasので、そういった部分ではやはり平均所得割額というのはどうしても低くなってきてしまうのかなというふうには感じています。

以上です。

(諏訪) いわゆる前期高齢者、65歳から74歳までの方々が埼玉県の中で2番目に高いのだと、人口のほうが。ですので、当然前期高齢者ですと実際に職に就いていなくて、いわゆる年金が主な収入源ということになるかなと思うのですけれども、そうしますとやはり年金で暮らされている方々に対して国保税というのが非常に重いというのは今までもずっと言われてきたことかと思われるのですけれども、そういった中で県の標準に合わせていくというのが今後も続くかと思われるのですけれども、そういったところでいわゆる今まで一般会計からの繰入れなどが行われていて、これ特段国が禁止するものではないというふうに思われるのですけれども、一般会計からの繰入れを行いながら国保税が上がらないように、要するに前期高齢者の方々、主に年金が収入源だと思われる方々への影響が少ないようにすることは考えられないのかを伺いたしたいと思います。

(国保年金課長) 一般会計からの繰入金につきましては、一般会計を圧迫するとともに、その削減につきましては県からも強く求められておりました、埼玉県国民健康保険運営方針の中でも決算補填等目的の法定外一般会計繰入金につきましては削減、解消すべき赤字に定義されておりますので、このようなことから法定外一般会計繰入金を解消するように財源を確保していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) ただいま県からも強く一般会計からの繰入れはしないよう求められているというふうに伺ったのですけれども、3年ほど前だったと思

うのですが、全国知事会、全国市長会で国に対して国保に対する補助金が1兆円ないととてもやっていけないよということで要望を出しているかと思うのです。それに基づいて、国からは3,400億円でしょうか、入っているというふうに報道もされているのですけれども、県が主体的に今度保険税なども決めていくわけなのですけれども、今後も全然国からの補助金が足りていないという中でこの標準的な保険税をつくられるということに関しては、自治体としてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）先ほど諏訪委員のほうからもありましたように、我々も県の国保協議会等を通じて国からの財源を毎年きちんと入れてもらうとか、議場でも部長のほうも説明をしましたけれども、健康保険の一本化等を国のほうには要望しております。

以上です。

（諏訪）最後になりますが、標準保険料率に近づけていくために鴻巣市としてはいつまでこの税率を変えていく必要があるのかだけ最後に伺います。

（国保年金課長）基本的には、令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、毎年県から示されます標準保険税率を参考に税率改正を行うということになるかと思えます。

以上です。

（永沼）議案第83号について質問していきます。

急激な保険税の負担増とならないよう、県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくための保険税率の改正を行うものというご説明なのですけれども、今回の議案第83号の資料の中にも県の標準保険税率というのが載っておりまして、これ令和3年度の12月に資料として提出されたものと比べてやっぱり県の標準保険税率が増えているということなのですけれども、この傾向というのは今後もこの県の標準保険税率は増になっていく傾向ということで考えていいのか、それだけお聞きします。

（国保年金課長）お答えいたします。

まず、高齢化であったり医療の高度化等がございますので、1人当たり

の医療費というのは毎年増加をしております。ただ、一方で国保の被保険者というのも被用者保険の拡大ですとか、後期高齢者のほうに団塊の世代が移行するということで今後減っていきますので、今後ずっと右肩上がりに上がるということではないかなと思います。一応本市としては、激変緩和措置であったり、医療費係数のほうがゼロになったりとかということがあるので、令和6年度あたりが本市としては納付金等はピークになるかなというふうに考えていますので、そういったことでは標準保険税率も将来的には若干下がっていくというふうには考えています。

以上です。

（永沼）将来的にはこの県の保険税率というのも、令和6年度を境に下がっていくのではないかという答弁だったと思うのですが、次に県から示された標準保険税率に段階的に近づけていくというのが令和9年度の目標になっているのですが、この標準率に同じになることが目標なのか、それとも近づけるといふ、その近づける度合いというのはどのくらいのことを言っているのか、その辺ちょっとよく分からないところなのですが、それを伺います。

（国保年金課長）基本的には、同じ保険税率になるということが理想なのかなというふうには感じております。

以上です。

（永沼）そうしますと、近づけていくという目標ではなく、同じになることを目標にするということなのですか。

（国保年金課長）基本的には、保険税水準が統一されれば県内同じ保険税になるということなので、同じ保険税率になると思います。

以上です。

（永沼）資料のモデルケースというのがやっぱり出されておまして、このモデルケース別の影響額の資料についてなのですが、ケース2では令和3年のときのモデルケースに比べて1万800円ぐらい増になっていて、ケース4では前年比2万6,100円の増になっているのです。そういった意味からも、急激な保険税の負担増とならないようなようなフレーズで説明されているのですけれども、幾らぐらいを基準に負担増とな

らないようにするということを考えられているのか伺います。

(国保年金課長) なかなか具体的に、では何%ぐらいというのが、そのモデルケースによって影響額等も違ってきますので、ちょっと一概には申し上げられないのですが、我々としましては毎年税率改正を行って、段階的に改正を行っていくということがよろしいのかなというふうには考えておりますので、議案資料のほうにもお示しをしておりますように、標準保険税率とも現行税率で格差のほうがございますので、この格差を令和9年度の準統一までには埋める必要がございますので、そういった中で今後も市の健康保険財政のほうが安定的で持続可能な運営ができるようにということも含めて、毎年標準保険税率等を参考に改正額については検討はさせていただきますので、一概にこのぐらいというのは、申し訳ありません、ちょっと難しいかなというふうに感じています。以上です。

(永沼) 次に、資料の中に、モデルケースの資料の下のほうに、令和4年8月末の被保険者の2万5,081人ベースの調定額の試算というのが載っているのですが、もし調定額試算されていれば教えてもらいたいのですが、令和9年に県の標準保険税率に達成したときの、そのときの調定額の試算というのはされているのかどうか伺います。

(国保年金課長) お答えいたします。

おおよそなのですけれども、26億7,000万円ぐらいというふうな一応調定になるというふうに考えております。

以上です。

(永沼) そのときには、一般会計の繰入金はなくなるということの考えでよろしいのですか。

(国保年金課長) 税のほうで標準税率を採用できれば、法定外の繰入れというのも一般会計から入れなくても大丈夫かなというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) それでは、ほかに質疑がないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第83号に反対の立場で討論いたします。

国が示しておりますが、標準保険料率自体が高齢化による給付費の、医療の増加などによって毎年上がるような仕組みになっています。標準保険料率というゴールまで走ることを迫られる上に、ゴール自体がどんどん引き上げられていく予想です。標準保険料率は、あくまでも県が示しているのは参考値でございます。自治体でこれは従う義務はないと、これは国会のほうでも答弁されておりますので、県が強く求めても従う必要はないということが国会答弁されております。ですので、鴻巣市の自治体として、やはり構成自体が前期高齢者65歳から74歳で県の中でも所得としては低いほうに入ると思われるのですけれども、そういった鴻巣市自体の構成のことから考えても、あくまでも標準税率に従う必要はないのではないかと考えます。例えばモデルケースでいいますと、ちょうど年金の生活者だと思われるところでモデルケースですと3,500円年額で引き上げています。4.81%。今回同じモデルケースですと、前年比でということは令和4年度と5年度比較なのですけれども、7,000円が引き上げられるということです。大変な金額です。そして、令和9年度までこういったことが繰り返されるということがもう既に想定されておりますので、到底この引上げの条例改定には賛成できません。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。(P.54「これをもって討論を終結いたします。」に発言訂正

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時08分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時40分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、議案第84号を質問させていただきます。全部で4点でございます。

最初に、7ページの生きもの等調査業務委託、債務負担行為補正なのですけれども、コウノトリのいわゆる餌場となるような環境づくりをしていくというご説明だったと思うのですが、4年度から5年度までということ、現在どういった調査が行われているのかということと、それが来年度まで引き続き行うということ、どういったところを目指して行

っていくのかということをもまず伺います。

（環境課副参事）（小林）まず、それでは生きもの等調査業務委託の目的的なところになるかと思うのですけれども、こちらはコウノトリを将来放鳥するに当たりまして、鴻巣市内の水田や河川等の餌生物量を把握すること、また自然環境づくりに向けた課題を把握することが重要だということから実施する予定となっております。

こちらは、生き物調査自体は令和5年度に予定している調査とは大分違ってしまいますのですけれども、令和元年度から調査のほうを行っております。元年度と令和2年度に関しては、夏、冬、各年2回ずつで、令和3年度から2か月に1回という頻度で調査のほうを実施しております。来年度、令和5年度に関しても、今回債務負担行為で出させていただいた内容とすると、2か月に1度、年間で計6回の調査を実施していく予定となっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、令和元年度からもう既に行っていて、その頻度はだんだん多くなっているかなという感じはするのですけれども、実際調査をした場所などは、ずっと同じところを継続して調査をするのか、それとも少しずつずらしながら調査をしていくのかと、あとはその結果、最適な餌場になりそうなのかどうかも含めて伺います。

（環境課副参事）（小林）調査箇所に関しては、先ほど言いました令和元年度あるいは令和2年度に関しては、調査内容等も今と違うものですから、あれなのですけれども、令和3年度から開始したものとなりますと、調査箇所としては市内の農地で8か所、河川で4か所、計12か所を令和3年度より実施しております。

ピンポイントとしての調査箇所については、基本的には同じような場所でやっているのですけれども、その前年度に調査した内容によって状況のいい、悪い等もありますので、多少の変化はつけております。なので、令和5年度に関しても、まだ確定ではないのですが、令和4年度、今年度実施している箇所と大体同じ場所を予定はしております。

あと、調査結果なのですけれども、具体的になってしましますが、令和

3年度の調査結果としては、どうしてもこの調査した数量とかというものが全国の基準みたいなものというのが特にないものですから、コウノトリの実際にもう放鳥している先進地であります兵庫県の豊岡市、あるいは福井県の越前市の過去の結果と比較はさせていただいているのですが、けれども、季節によっての差は大分出てしまいますが、それほど悪い結果ではない。逆に福井県越前市に比べて、鴻巣市のほうが令和3年度の結果としては少し良いという結果が出ております。

以上です。

（諏訪）ただいまの調査結果などは、ホームページなどでも皆さんにお知らせは出ているのでしょうか。

（環境課副参事）（小林）申し訳ございません。今現在のところ、その生き物調査に対する調査結果等はホームページには出ていない状況です。

以上です。

（諏訪）農地といいますと、いわゆる地権者の方の協力を得ながら行っているわけですね。

（環境課副参事）（小林）農地に関しては、土地所有者の方に許可をいただいた上で実施のほうは行っております。

（諏訪）市民環境で行政視察で豊岡に行ってみまして、50年かけてやっていらっしゃるということであれだったのですが、いわゆる農地ですと半分以上が農薬を使わない農地だよというようなこともあるのですが、実際に調査を行っている農地なのですが、農薬の使用状況などはどのように捉えていますか。

（環境課副参事）（小林）細かい点については、農薬の使用量とかというのは、申し訳ございません、把握はできていないのですが、実際に調査を行っている農地自体が、数をはっきりとは申し上げられないのですが、今現在うちのコウノトリの事業として夏水田んぼ、冬水田んぼ等を行っている減農薬や無農薬を使ったところ、そのほかは一般的な農法で農業のほうを営まれている田んぼという形で、全てが減農薬あるいは無農薬のところを調査しているという状況ではありません。

いろいろな状況のところを調査は行っております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、続きまして13ページです。13ページの中段の市民課の社会保障・税番号システムの整備費補助金なのですが、前回、いつだったかちょっと分からなくなりましたけれども、9月議会だったでしょうか、いわゆるマイナンバーの健康保険証をひもづけるという、そういったことでその手続を取った方に消耗品をつけるのだということだったと思うのですが、今回これは歳入ということですから、国からその分が入るといふことの理解でよろしいのでしょうか。

（市民課長）はい、そのとおりでございます。

（諏訪）この額は、そうしますと、9月議会だったかと思うのですが、上程されている金額と同じでよろしいのですね。

（市民課長）はい、同じになります。

（諏訪）続いて、13ページの農政課です。農地活用促進事業費補助金です。この対象となる、目的となる場所は何か所ぐらいなのか伺います。

（農政課長）今回の補助金につきましては、地域に対する補助金ということでございます、対象地域は北根地域、常光地域、前砂地域の3地域となっております。

以上です。

（諏訪）地域ということなのですが、この補助金はどのように活用されるのかを伺います。

（農政課長）この補助金の支出に当たりましては、交付する地域ということで説明させていただきましたけれども、まずもって受皿として地域協議会というような任意の組織を立ち上げて、その組織に対して補助金を交付する仕組みとなっております。補助金の使い方につきましては、組織の中で農業に関連することに特化して支出することが可能となっておりますので、その支出の扱いにつきましては地域協議会の中で話し合いをして決めて支出するという取決めとなっております。それと、例なのですが、農業関連の集まりで使用する集会所が仮にあったとした場合、例えば備品関係類のテーブルとか椅子ですとか、そういったものを新た

に購入することも可能となっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、地域協議会を現在の3か所のところで立ち上げをしていただいて、その中で協議を行って、そこで決めたものが支出されるということによろしいわけですね。

（農政課長）そのとおりでございます。

（諏訪）続きまして、19ページです。中段の自治振興課です。こちらのほうのデマンド交通の事業でございますけれども、先ほど減少傾向にあるというご説明だったと思うのですけれども、ちょっとその辺を詳しくご説明いただけますでしょうか。

（自治振興課長）ひなちゃんタクシーにつきましては、令和2年度は約3万9,000件で、令和3年度が5万2,000件に対しまして、令和4年度につきましては7月までの4か月間で約1万4,900件ぐらいの利用となっておりますので、減少傾向にあるというようなお話をさせていただきました。

（諏訪）この補正の意味がちょっとよく分かりません。減少傾向にある中で補正予算というのは、どういうことなのでしょう。

（自治振興課長）今回の補正の内容としましては、現在当初予算としては3,600万円計上しているわけですが、8月までの実績なのですけれども、約1万9,000件のご利用をいただいています。金額的にも1,900万円払っていますので、まずその件数を月別に割り込みますと大体3,800件で、補助額の平均として993円ということで、それを7か月掛けたものとして約2,660万円ぐらい足りなくなるということで、トータルとして年間4,560万円ぐらいが必要になるということで、不足の分を補正とさせていただきます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、減少傾向にあるけれども、当初予算の見込みが違っていたということによろしいのでしょうか。

（自治振興課長）乗合タクシーを今、導入当初からひなちゃんタクシーから利用の移行を進めているところなのですけれども、今年度の乗合タ

タクシーにつきましては、平日運行する車両を1台増やしたり、あと30分前での予約を可能にしたことによる乗合タクシーへの移行を考えまして、令和4年度の当初は令和3年度と同額の3,600万円として計上させていただきます。乗合タクシーが来年度から本運行に移行することから、ひなちゃんタクシーも制度内容の変更を加味した上で極力実績に近い数字にしたいと考えております。

以上です。

(諏訪) 29ページの農政課の環境保全型農業直接支払交付金事業なのですが、こちらのほうの詳細をちょっと教えてください。

(農政課長) 詳細ということですが、環境に優しい農業に取り組む農業者を支援することとなっております。化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行います地球温暖化防止や生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を支援するということがございまして、原則5割以上低減に取り組むということが必須の項目となっております。併せて行う取組といたしましては有機農業であったりですとか堆肥の施用、いわゆる土づくりを主に行うことを目的として取り組む事業であったりですとか、カバークロップと申しまして主要作物の栽培期間の前後のいずれかに収穫対象とならないレンゲなどの植物を新たに栽培し土壌にすき込むような営農、こういった活動を支援する取組となっているところでございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今回の補正なのですが、対象となるそういった農家さんが増えたと思っております。よろしいのでしょうか。

(農政課長) こちらにつきましては、当初予算に対して増額ということなのですが、当初予算要求時点で取組農業者は5人を想定しておりましたが、取組予定者が3名増加されまして、8名の取組予定者となっております。さらに、取組面積についてなのですが、当初要求時点では1,041アールのところ、430アール増加となりまして、1,471アールの取組面積となっていることから今回増額となったというところでございます。

以上です。

（諏訪）最後に、すみません、もう一点ございました。31ページです。商工観光課の商店街にぎわい促進事業でございまして、街路灯の光熱費の増額ということでございますけれども、これは実際にどのぐらい増えているのかとか、そういった調査があったのでしょうか。

（商工観光課長）こちらの商店街の街路灯につきましては、実際に昨年、一昨年ともともと商店会あるいは街路灯保存会が所有していた街路灯があったのですけれども、そちらについて住宅化等が進みましてなかなか持ち切れないというところで、市のほうに実際に移管していただいた街路灯、こちらについての電気代というところでございます。

以上です。

（諏訪）街路灯保存会さんということなのですからけれども、大体場所はどこからどの辺までになりますか。それと、何基ぐらいの街路灯になるのか伺います。

（商工観光課長）一昨年移管等を受けたのが鴻巣銀座商店会というところでございまして、ホビーワイドさん、分かりますでしょうか、もともと模型屋さん、あちらのほうの商店、もともと保存会さんで持っていたものが14基、本市商店会で、これは駅の交差点辺り、あの辺の商店街なのですけれども、そちらから20基、さらに宮本旧中街灯保存会から9基ということで全部で43基、昨年、一昨年とこちらのほうに移管を受けたというところで、こちらの商店会の街路灯というところとなっています。したがって、もともと商店街で街路灯を持っていたところというところとなっております。

以上です。

（永沼）議案第84号について質問いたします。

最初に、7ページの、諏訪委員からも質問されておりましたが、その中で放鳥するための課題の把握のための調査とかいうお話をされていたかと思いますが、その課題内容は見つかったのかというのをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

（環境課副参事）（小林）それでは、過去の調査の内容、調査結果から

出されている課題といたしまして、大きく3点今現在のところ挙げられております。1つは、気候を含めた経年変動や、特に水田については湛水状況によっても調査結果が大きく変動してしまうと。このようなことから、環境づくりの促進を図るためには年間通じて必要に応じて調査地点の追加あるいは見直し等を行い、環境づくりと並行して餌生物調査の継続が必要だということがまず1点あります。もう一つは、調査結果から鴻巣市の場合、貝類あるいは甲殻類の占める割合が大きく、魚類の割合が低い傾向であると。水田や水路から水がなくなる時期に避難できる場所の確保など、魚類の再生が必要ではないかという点が挙げられております。もう一点としますと、コウノトリ放鳥に関してなのですが、放鳥した個体は個体差はあるものの、多くは放鳥後しばらくの間は放鳥拠点を中心としたエリアで過ごすことが確認されているために、河川敷などを含めた放鳥拠点施設の周辺での重点的あるいはモデル的な環境づくりの推進が必要ではないかという3点が今までの調査からでは挙げられております。

以上です。

(永沼) 大きな課題として3点挙げられておりましたけれども、今後の取組という考え方でどのような取組を行おうとしているのか、その点だけ教えていただけますか。

(環境課副参事) (小林) 先ほど申しあげました1点目の中に、水田について湛水状況、どうしても水がなくなってしまう状況が今現在鴻巣市としては生き物、特に魚類の生息が少ない状況というのが挙げられておりますので、できれば水田等を利用して水を多少でもキープできるような工夫が何かできないかというのを今のところは想定しております。あるいは、ちょっと市の事業ではないのですが、今現在荒川の大間地区で湿地再生事業のほうを荒川上流河川事務所のほうで進めているということもありますので、田んぼ等で水がないときにはコウノトリ自体河川へ餌を捕りに行くということも出ていますので、その辺河川も含めた形でうまくつながっていけばと思っております。

以上です。

(永沼) 3点目の課題については、取組がお答えなかったような気がするのですけれども。ありましたか。

(環境課副参事) (小林) 3点目としますと、放鳥拠点を中心としたという内容でよろしいですか。すみません、放鳥拠点を中心としたという、ちょっと距離的には離れてしまうのですけれども、最後に申し上げました大間地区の荒川の湿地再生が大きなものとはなっております。そのほかに放鳥拠点に近いところで、先ほどちょっと申し上げさせていただきました夏水田んぼとか冬水田んぼの農家さんへの協力依頼等も行っております。

以上です。

(永沼) 分かりました。

次に、19ページになりますけれども、公共交通維持事業です。ディーゼル車の購入が今回できなかったということでマイナス査定になっているわけですけれども、今後のディーゼル車の購入の見通しというのを教えていただけますか。

(自治振興課長) ディーゼルバスの購入につきましては、現在まだ未定となっております。

以上です。

(永沼) 未定ということは、まだ全然分からない状態ということでしょうか。

(市民生活部副部長) メーカーのほうからは、まだ販売の見通しは立っていないということなので、当然更新というのを進めなければならぬので、来年度の予算のほうに計上していきたいというふうに考えております。

(永沼) 目標的には、来年度購入したいということでしょうか。

(市民生活部副部長) はい。来年度、できるだけ早い時期に購入したいと考えております。

(永沼) ページ戻りまして、17ページなのですけれども、市民センター管理運営事業、光熱水費の関係で予算を増にしているのですけれども、ほかにも鴻巣市勤労青少年ホーム管理運営事業だとか、笠原稲穂センタ

一管理運営事業とか、光熱水費の増で予算を上乗せしているという計算になっておりますが、まずはこの市民センター管理運営事業の光熱水費の60万9,000円、これについての算定方法を教えていただきたいと思えます。

(自治振興課長)算定方法につきましては、電気料金の単価が毎月1.59円上がることを見越して、その電気使用料を令和元年と令和3年の平均電気使用量を掛けまして算定しております。ごめんなさい。電気料金単価ではなくて、燃料費調整額が1.59円毎月足されるようなイメージで算定しております。

以上です。

(永沼)算定方法は分かりました。光熱費が増ということ、上がっているということなのですからけれども、そこを管理している側でも節電対策とかが必要になるかなと思うのですが、その辺はどんな取組を行っているのか教えてください。

(自治振興課長)実際に施設につきましては、お客様というか、利用者の方に負担をかけるということもなかなか難しい部分もあるのですが、極力職員も小まめに温度設定とかを見ながら節電のほうに努めてまいりたいと考えています。

以上です。

(永沼)今月の2日に、国のほうにおいては第2次補正予算というのが成立して、来年の1月以降に小売電気事業者等を通じ、1キロワット時当たり一般家庭向け7円を国が支援する補正予算が成立しました。これの影響というのは、今回のこの増額の部分というのが関係するのかどうか、それをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

(自治振興課長)今回の算定に当たりましては、その部分については加味はしていません。

以上です。

(永沼)お聞きしたかったのは、このことによって増額したものよりも少し安くなるのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったのですが、実際はということ。その点はいかがですか。

(自治振興課長) 大変申し訳ございませんが、そのあたりはちょっとまだよく分からない部分がございます。すみません。

(永沼) 29ページ、笠原稲穂センター管理運営事業についても光熱費の高騰による増であります。この金額も先ほどの勤労青少年ホーム管理運営事業(P.53「市民センター管理運営事業」に発言訂正)の計算方法と一緒に考えてよろしいでしょうか。

(農政課長) ご説明いたします。

稲穂センターにおかれましては、積算の方法が若干異なっておりまして、今年の4月から8月までの実際の支出額、それと9月から令和5年の3月までの支出予定額を合わせて不足分を要求しております。9月から3月までの積算の方法なのですが、過去3年分、令和元年、2年、3年の同月の平均価格を積算した上で、その上での不足分を合算して要求させていただいているというような状況となっております。

以上です。

(永沼) 分かりました。そうしましたら、笠原稲穂センターの管理運営事業と鴻巣市勤労青少年ホーム管理運営事業(P.53「市民センター管理運営事業」に発言訂正)、同じ市でありながら計算方法の算定の仕方が違うというのはいかがなものかなというふうに思うのですが、その点はどういうふうな考えを持っていますか。

(農政課長) ご指摘のとおりだと思っておりますけれども、施設によって休日と平日におかれる価格が、契約単価が異なるというような契約内容となっていることですので、施設によっては一貫性を持って積算することが難しいというふうな状況も考えられるというか、そのような事態が生じているということから、市が定めた方針で積算できればよかったです。それができないがために、やむを得ず今回のような積算方法として稲穂センターのほうは算出させていただいたというような状況となっております。

(永沼) そうしますと、ほとんどの施設は先ほどの鴻巣市勤労青少年ホーム管理運営事業(P.53「市民センター管理運営事業」に発言訂正)のような算定方法であるけれども、笠原稲穂センターについては事情があっ

てちょっと算定違ってきますよという、そういうご答弁、説明でよろしいのでしょうか。

（農政課長）基本的にはそのような説明となっております。
以上でございます。

（永沼）私のほうからは以上です。

（大塚）それでは、補正予算、歳出の点で2か所について伺いたいと思います。

ページは19ページ、コミュニティバスの関係であります。本会議でも購入予定のバスがもし見当たらない場合、運行に支障を来さないかという質問が多分出たかと思えます。その中で、予備の台数も幾らか所有しているの、それらで対応すると、ただ予備といっても走行距離が結構かさんでいますよという内容だったと記憶しています。ここで伺いたいのは、コミュニティバスとして使える総台数、全体の台数は今何台あるかはいかがでしょうか。

（自治振興課長）現在の保有台数としましては、11台となっております。

（大塚）そうすると、運行に必要な最低台数というのは同じ11台ですか、それとも11台より少ない数字になるのでしょうか。

（自治振興課長）現在運行している台数は10台となります。
以上です。

（大塚）そうしますと、予備としては1台あるという計算式になりますね。ということになると、2台以上が何らかの理由で使用できなくなる可能性も十分考えられますが、もしそうなってしまった場合は、新しいバスの購入がまだ見込めないの、どんな形で対応する、いわゆる対応策、今のところ具体的にあるのかどうなのか。もしあるとすれば、今2者との契約になっていると思うのですけれども、その契約書の中身の中で緊急時においてはこういった対策あるいは協議を行うというようなことが載っているのかどうなのか、ちょっと細かく見たことがないので、もしお分かりになればお答えいただきたいと思えます。

（市民生活部副部長）予備車につきましては、原則運行事業者のほうで準備することとなっております、1者のほうは自分の自社のほうで予

備車を持っております。1者については、更新を迎えた車両について状態を確認しながら使用してもらおうということで、予備車での活用ということで市のほうで貸与しているような形を取っておりますので、その2台で対応していくこととしております。ただ、やはり更新の時期を迎えておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、できるだけ早い段階で購入のほうは進めていきたいと思っております。

(大塚) 一部関連として伺いますけれども、5年に1度の見直しの時期がちょうど間もなくというか、もうまさにこれからでしょうか。それらも含めて、バスの購入は今回1台の計上が今のところ宙ぶらりんの状態になっていると思うのですけれども、そこら辺これからの課題として、バスの入替え等も含め、何か議題というか話題、あるいはテーマがあるのでしょうか。

(市民生活部副部長) 車両につきましては、1台今年度EVバスのほうを進めております。その中で、やはりEVバスも運行してみなければ分からないという部分と、今交通事業者は非常に厳しい状況でありますので、予備車につきましては、車両の状態を見てですが、更新を迎えた車両について予備車として提供することを今検討しております。以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

29ページ、稲穂センターのところです。大前提としてちょっと伺いたいのですが、稲穂センターは今回の補正でいきますと25ページには児童センター分、それから37ページには笠原公民館分の3つの箇所それぞれ追加補正の金額が載っているのです。どういうふうな分け方をしたのかを知りたいところなのですが、まず根本的に電気のメーターって1つなのですか、それとも、あり得ないと思いますけれども、どこか分散して館ごとにメーターがついているような形なのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

(農政課長) 電気のメーターというご質問かと思うのですけれども、すみません、これは確認はしてはいないのですけれども、積算の方法としては公民館、稲穂センター、児童センターで予算それぞれ要求させ

ていただいておりますので、それぞれの相当額を積算していますので、面積等の案分によって算出しているものというふうに想定できます。以上です。

（大塚）面積案分ということで多分されているのかなとは思いますが、先ほど永沼委員からも、もう契約している単価が違うとかというのも理由にはなるのですが、その施設施設によって捉え方が違うというのは非常に分かりづらいというよりも、業務上携わっている職員の皆さんも今後において混乱を来す可能性があると思うのですが、この辺は今後統一していこうとか、もっと分かりやすくしていこうということはどうなのでしょう、執行部としては考えはあるのでしょうか。どうでしょう。

（環境経済部長）ただいまの質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりで、市全体と考えますと、市の主な部分は資産管理課、今回も資産管理のほうで電気料の部分もそういった試算とかをしておりますので。ただ、資産管理課のほうも公民館とか出先の管轄ではないところに関してはその担当部署という形で今回積算させていただいているのですが、本来であれば市全体の統一的な見解というものを教育委員会、我々も含め出先の機関を持っているところで協議して、全く同じ考え方、全く同じ積算でできるように、そこはできるかできないかはちょっとあれですが、そういった統一的な、議員の皆さんにも説明しやすいような何かお示しの仕方ができないかという部分に関しては、これから執行部として調整していきたいなと考えております。以上です。

（羽鳥）前任者たくさんいらっしゃいますが、コミュニティバスについてお聞きをいたします。

先ほどの説明で、10台で運行していると聞いたのですが、市所有のバスの台数は何台か、また維持管理としてどれぐらい使用したら買換えを検討する時期なのかということをお聞きいたします。

（自治振興課長）市が所有しているバスの台数は11台となっています。一応買換えの目安としましては、おおむね10万キロで、年数としては

10年から15年を考えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、100万キロまたは10年から15年経過した場合に買換えを検討するということと、一応11台市所有だと聞いたのですが、ちょっと以前にも故障などいろいろあったときにその1台で代替したということなのでしょうか。

(自治振興課長) 故障した場合につきましては、1台が予備車両になっていますので、予備車両を運行したということでございます。

以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 100万キロか、10年から15年のどちらなのかを聞きたいようです。ちょっとそれ答弁お願いします。

(市民生活部副部長) 年数のほうが、民間の運行事業者等に確認をしたところ、やはり12年で更新を迎えていると。民間のほうは、距離ではなくて大体年数で更新をしているということですので、そちらを参考にしながら、バスによって走行距離100万キロに到達する時期が違いますので、年数と両方見ながらなのですけれども、現在のところは100万キロに到達するほうが大体早くなっておりますので、100万キロという形で設定をして更新のほうを進めております。

(羽鳥) そうしますと、今2者のほうに運営を任せてあるわけですね。それで、1台の予備はどちらかの会社のほうに常時置いてあると思うのです。故障があった場合に、他の事業者のほうで故障した場合、円滑にそのバスの配車ができるのですか。それをお聞きします。

(市民生活部副部長) それぞれ1台保有しておりますので、緊急時、点検時にはそちらのバスを使用するという形を取っております。

(羽鳥) 以前実際あった事例で、正月三が日に故障したことがあったのですよ。私のほうにも苦情が来まして大変な目に遭ったのですが、実際いつ車が来るか分からないといった場合のトラブルもあるのですが、現時点では、または今後その周知についてどのように市民の方にされるか、考えられているかお聞きいたします。

(市民生活部副部長) 故障時につきましては、それぞれのバス停に運行事業者の連絡先が載っておりますので、そちらに問合せをいただく。当然何かあったときは、すぐに事業所のほうに連絡が行きまして、代替車両という形で向かいますので、そういった説明をバス停で待っている方にするような形を今取っております。

以上です。

(羽鳥) では、元に戻って、今回2,266万円の減額ということなのですが、この財源の内訳についてお聞きをいたします。

(自治振興課長) この2,266万につきましては、コミュニティバス1台の減額となっております。

以上です。

(委員長) その財源の内訳を教えてくださいということみたいです。

(自治振興課長) 大変申し訳ございません。財源の内訳としましては、一般会計のものは50%で、特別交付税のほうは50% (P.51「財源のほうは、こちら一般財源」と発言訂正) となっております。

以上です。

(委員長) 訂正ですか。

(市民生活部副部長) 財源のほうは、こちら一般財源となっております。もし購入が進められた場合は、特別交付税の対象になりますので、申請をして2分の1交付をされる予定でありました。

以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

(羽鳥) といいますのは、ちょっと財源内訳、特定財源見ても、国庫支出金が931万1,000円ですよね。それプラス埼玉県都市ボートレース企業団の補助金が200万円、ちょっとこの用途がよく分からなかったものから、その確認をいたしたいと思って質問したわけなのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

(市民生活部副部長) まず、931万円のほうは6月の補正で行った公共交通事業者への支援事業、こちらに財源として地方創生の臨時交付金を充てたという財源更正になります。それと、都市ボートレースの補助金に

つきましては、こちら毎年補助金をいただいているのですけれども、バスのラッピングのほうにこちらの補助金を活用するということで、こちらの200万円財源とさせていただいております。

以上です。

(小泉) 先ほどの公共交通事業のコミュニティバスの件なのですけれども、これ今回購入は部品が入らないということで、議場のほうで説明があったかと思うのですけれども、ほかのメーカーというのですか、ほかのメーカーでのバスの検討というのは、今回のこれを受けてほかの車のメーカー、その辺の検討はあったのかとかという部分をちょっと質問させていただければと思います。

(自治振興課長) 現在市が使用しているコミュニティバスという小型バス、ポンチョというのですけれども、こちらのサイズの車につきましては現在日野自動車しか生産されていないということになります。ノンステップバスで今のコミュニティバスになっているものについては、日野自動車さんしか生産がないということとなっております。

(小泉) 今まで使っているのが日野自動車ということで、いすゞとかだとノンステップバスとか、同じような類いのバスというのは出ていないということではよろしいのですか。それとも、そういう仕様でできるのか、その辺の確認というのはされたのですか。

(自治振興課長) 以前はいすゞ自動車さんのほうでも生産はしていたようですが、現在はしていないと。

以上です。

(委員長) ほかに質疑は。大丈夫でしょうか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 1点だけ指摘をして、反対とさせていただきます。

ページ数13ページの社会保障・税番号システムの歳入のところでは、これ9月議会でもう既に歳出で出ておりまして、いわゆるマイナンバーカ

ードを推奨するためのもので健康保険証のひもづけとなるものです。そして、その推進するために、たしかお買い物袋でしたでしょうか、そちらを用意したものが今度歳入で国からの10分の10で入ってくるというものなのですけれども、マイナンバーカードの推奨そのものが私反対をしております、今回この1点を反対とします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。(P.54「ほかに反対または賛成の討論はありませんか。」に発言訂正

よって、討論を終結いたします。(P.54「これをもって、討論を終結いたします。」に発言訂正

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時52分)



(開議 午後2時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

永沼委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

(永沼) 先ほど笠原稲穂センター管理運営事業の光熱費についての比較で、「市民センター管理運営事業」と言わなければいけないところを「鴻巣市勤労青少年ホーム管理運営事業」と何回か言ってしまいましたので、市民センター管理運営事業に訂正させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。おわび申し上げます。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

それに続きまして、委員長の発言の訂正もお願いいたします。内容につきましては、議案第83号と議案第84号については諏訪委員より反対討論がありましたが、最後の締めところで「討論なしと認めます」という発言をしてしまいました。が、「ほかに反対または賛成の討論はありませんか」、「これをもって討論を終結いたします」に訂正させてください。よろしくお願いいたします。

発言の訂正については委員長に一任願います。よろしくお願いいたします。

次に、議案第85号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 1ページです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,200万円を追加するというふうになっておりまして、昨年度、令和3年度に比べてもう約7億円増えているのです。この理由というのを教えてください。

(国保年金課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、歳入のほうの普通交付金のほうが6億8,674万円ということで増になっておりますが、こちらにつきましては歳出のほうでご説明させていただきました一般療養給付費や高額療養費の歳出が増えておりますので、この分については国保事業費納付金を納めますと、給付費については県から普通交付金ということで全額歳入として入ってきますので、歳出が同額増えましたので、同額歳入のほうも増えたということで、前年度に比べて約7億ぐらいの増というふうな形になっております。

以上です。

(永沼) 給付費が増えているということで、今後の動向などもしお分か

りでしたら教えていただきたいなど。今後もまたどんどん増えていくのか。

（国保年金課長）当初、令和2年度の実績等を基に令和4年度当初予算のほうを積算しましたので、今回かなり大規模な補正予算ということで計上するような形になってしまったのですが、通常医療分に加えて、先ほどもちょっとご説明させていただきましたコロナ関連の給付部分というのもありますので、通常部分についても1人当たり医療費というのは高齢化でしたり、医療の高度化という部分で伸びてはおりますので、それに加えてコロナのほうの状況が今後、今第8波とかというふうな話もございますが、収束をしていくようであれば、被保険者の減等もありますので、それほど大きな伸びということは考えられないのですけれども、今後のコロナの状況ではちょっと正直読めない部分もあるのかなというふうには感じています。

以上です。

（永沼）9ページの2の未就学児均等割保険税繰入金というものなのですけれども、令和4年の4月から始まった未就学児までの均等割保険料軽減措置ということだと思いのすけれども、これの対象者数って何人なのか。

（国保年金課長）お答えいたします。

実績で442人となっております。

（永沼）442人のその軽減措置というのは、ほぼほぼ同じような軽減措置なのでしょうか。

（国保年金課長）国保のほうも均等割のほうは7割、5割、2割の軽減されている方もいらっしゃいますし、軽減されていない方もいらっしゃいますので、そういった方を含めまして442人というような状況でございます。

（永沼）そうしましたら、その7割、5割の対象人数というのがお分かりでしたら教えてください。

（国保年金課長）7割軽減の方が123人、5割軽減の方が46人、2割軽減の方が39人、軽減なしの方が234人、合計で442人となっております。（P

.56発言の訂正あり)

(永沼) 次に、11ページ、下の段にある一般被保険者高額療養費事業なのですけれども、これの交付件数という質問でいいのか、ちょっと分からないのですが、それを教えていただけますか。

(国保年金課長) 一例で申し上げますと、一月の自己負担の限度額を超えた場合に、その限度額部分については高額療養費ということで戻ってくるような形になっております。

以上です。

(永沼) そうしますと、その対象者というのは一月ずつの人が何人とかいうのを把握できるのでしょうか。

(国保年金課長) 今現状では、ちょっと今年度の今現在の状況というのは、今すぐ何件というの……件数のほうは、ちょっと把握のほうをしておりません。申し訳ありません。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時21分)



(開議 午後2時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) すみません。先ほどの私の発言の中で、未就学児の人数のほうを申し上げたのですけれども、7割、5割、2割ということで申し上げまして、通常は7割の方については残りの3割について半分の軽減がございますので、実質は8.5割の軽減になってまいりまして、5割の方についてはその5割分の半分ですから2.5割がございますので7.5割、2割の方については残りの8割の半分ということなので6割で、軽減なしというふうにお答えをしたのですが、軽減のない方は5割軽減というふうになりますので、8.5割軽減の方が123人、7.5割軽減の方が46人、6割軽減の方が39人、5割軽減の方が234人ということで訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 2 分)



(開議 午後 2 時 2 3 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第87号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 9ページになりますか、後期高齢者医療広域連合納付金事業なのですけれども、1,767万1,000円ということで減額措置されているわけですが、令和3年度でいきますと1,438万6,000円ということで、

約300万円の差が減額、今年のほうがされているのです。この差というのは何に起因するのか、また今後どのような動向になっていくのかというのをお聞きしたいと思います。

（国保年金課長）お答えいたします。

後期高齢者医療の内訳としましては、広域連合の負担金の減額と保険基盤安定負担金、こちらを合わせたものになりまして、いずれも埼玉県後期高齢者医療広域連合のほうから指示というか、実際要求があった金額を当初計上しておりまして、実際事務費が令和3年度の部分が精算になりまして、あと4年度部分の確定というふうな中で広域連合の負担金のほうが減額という形になりまして、同じく保険基盤安定も当初見込んだ額よりも実際軽減額のほうが少なかったというような形になりまして、基盤安定負担金のほうも減額になっております。

以上です。

（永沼）県の見込みがちょっと過剰にし過ぎたという意味なのでしょうか。

（国保年金課長）そうです。おっしゃるとおりです。

（羽鳥）10月1日から後期高齢者医療の一定以上の所得がある方に対して2割の窓口負担というふうになっておるのですが、その直近の状況及び本市において何人ぐらいいらっしゃるか。全体または2割の負担の方。それが分からない場合は、全体の何割という形でご説明をいただきたいと思います。

（国保年金課長）お答えいたします。

こちらの申し上げますのが、令和4年度の第2回の後期高齢者医療広域連合の定例会の資料の10月3日時点の速報値というふうなちょっと数字で申し上げさせていただきますと、鴻巣の1割負担の方が1万2,202人、全体の68.1%、2割負担の方が4,628人、全体の25.8%、3割負担の方が1,091人ということで6.1%で、合計で1万7,921人というふうになっております。

（羽鳥）ちょっと頂いた資料のほうからも見ていたら、大体一定以上の所得のある方というのは2割ぐらいだというふうな相場で見とおったの

ですが、本市においては結構多いのですね。それと、3割負担の方の説明をいただきたいと思います。

(国保年金課長) 所得のほうは、課税所得が145万円以上ある方が医療費の窓口負担が3割負担となっております。

(羽鳥) そうしますと、2割負担以上の方の实质支払いが増えた額というのは把握されているのですか。10月1日以降。

(国保年金課長) 実際10月の支払いの方について、高額に該当するのが大体3か月後ぐらいになるかと思っておりますので、まだちょっと現状では分からないかなというふうに思います。

(羽鳥) 今後のことなのですが、この配慮措置というのが4年の10月1日から令和7年の9月30日で終わってしまうということなのですが、今後このような形の配慮措置がどうなっていくかということも含めて見解があればお聞きいたします。

(国保年金課長) 配慮措置については、国のほうで3年間というふうなことで配慮措置ということがございますので、基本的に2割の方が生まれた背景というのは、やはり全世代型という中で若年層の負担を軽減するというような部分もありますので、あくまでもこの3年間激変緩和というか、時限的なものになると思っておりますので、その3年間で終了というふうな形になってくるのかなというふうには思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終了いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第87号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

本日はご苦労さまでした。

（閉会 午後2時35分）